



令和6年度歳末たすけあい助成金のご案内

～町民の皆様から寄せられる歳末たすけあい募金から、以下の項目に該当し、支援を必要とする世帯に助成する制度です～

対象となる世帯 ※ 施設入所、長期入院、通学のために自宅外に居住している人は除く。

項目 ① 次のすべての項目に該当しますか？

<input type="checkbox"/>	令和6年9月30日現在から支給時まで、清水町に居住している。
<input type="checkbox"/>	世帯全員の町県民税が本年度非課税である。 〔申請の際には非課税証明書（証明書発行手数料1通300円）が必要となります。 世帯分離、2世帯住宅、同一敷地内離れ住宅でも同一世帯として扱います。〕
<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していない。
<input type="checkbox"/>	民生委員児童委員の継続的な支援を必要としている。

はい

いいえ

該当しない

項目 ② 次のいずれか1つに該当しますか？

1	常時介護が必要な要介護者（要介護4・5）のいる世帯
2	世帯全員が満65歳以上の高齢者世帯
3	障害者手帳を取得している障がい児・者のいる世帯 （身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神保健福祉手帳1・2級）
4	指定難病患者への特定医療費助成受給者のいる世帯
5	児童扶養手当（全額）受給世帯
6	就学援助制度認定世帯

はい

いいえ

該当しない

該当する

申請方法 別紙「歳末たすけあい助成金申請書」に必要事項を記入の上、世帯非課税の証明ができる「非課税証明書」の原本、「申請書に記載の添付書類」のいずれかの写し、上記1～6を証明する書類の写しを用意して、清水町社会福祉協議会の窓口へ直接提出してください。（土日祝日は除く）

※ 申請に関する基準日は令和6年9月30日とします。

※ 代理の方（親族のみ可）が申請される場合は、身分証明書をご持参してください。

※ 特別な事情により申請のお手続きが困難な方は、下記までご相談ください。

受付期間 令和6年10月1日（火）～10月31日（木） 受付時間：平日午前8時45分～午後5時

※ 受付期間後の申請はできませんので、ご注意ください。

助成金額 今年度の募金実績と申請件数により助成金の金額が決定されます。

助成方法 審査により助成が決定した世帯には、担当地区の民生委員児童委員が直接お届けします。

交付予定時期 12月中旬～下旬

その他 申請書に記載された個人情報や添付書類は本事業の目的以外には使用いたしません。

書類に不備、申請内容に虚偽が認められた場合は無効になります。

審査結果の有無に関わらず、申請に関する提出書類は返却いたしません。

書類取得に関する費用は全て申請者の自己負担となります。

提出・問合せ先 社会福祉法人 **清水町社会福祉協議会** 電話 055-981-1665

〒411-0903 清水町堂庭 221-1 清水町福祉センター内

清水町協マスコットキャラクター
「カッキー」

